

求人者・求職者のみなさまへ

<取扱職種の範囲等の明示>

事業所名： 株式会社 HIRAKUTO

許可番号： 13-ユ-318109

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

- ・当事業所の取扱職種の範囲は、全職種です。
- ・当事業所の取扱地域は、国内です。

手数料に関する事項

【求職者から徴収する手数料】

- ・手数料は一切申し受けません。

【求人者から徴収する手数料】

- ・求人受理の際、事務費用としては一切申し受けません。
- ・就職が決定しましたら、紹介手数料として、別紙の手数料表により申し受けます。

求人者の情報及び個人情報の取扱いに関する事項

- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱者は、HR エージェント事業部の職員です。
- ・求人者情報及び個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者の山田 洋之です。
- ・求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。
- ・収集した個人情報は、職業紹介業務を円滑に実施する為に利用致します。
- ・取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正します。

苦情の処理に関する事項

- ・苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の山田 洋之です。
- ・苦情の申し出があった場合は、求人者等関係者及び関係行政機関等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

業務開始日から起算して1ヶ月未満：報酬の80%相当額

業務開始日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満：報酬の50%相当額

業務開始日から起算して3ヶ月以上6ヶ月未満：報酬の10%相当額

違約金等の契約内容に関する事項

- ・求職者が採用辞退後に別のルートで採用された場合、求人者に対して違約金として正規の紹介手数料を申し受けます。

別紙：

株式会社 HIRAKUTO 有料職業紹介事業手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬として、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35%を受領致します。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合には、その金額と致します。（この場合でも、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100%を上限と致します。） 手数料の負担者は求人者と致します。
【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた、求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬として、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35%を受領致します。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合には、その金額と致します。（この場合でも、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 100%を上限と致します。） 手数料負担者は求人者と致します。

※労働契約期間が 1 年に満たない場合には、契約期間を 1 年間とした場合の年間想定賃金を手数料の算定基礎と致します。

※上記手数料に、消費税は含まれておりません。